

# 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例(概要)

千葉県健康福祉部障害福祉課  
電話 043(223)2935

## 条例の目的

(第1条)

ノーマライゼーションの広まりとともに、近年では、障害のある人が地域で暮らすための環境整備や福祉サービスは徐々に充実してきました。しかしながら、未だに、障害のある人は、誤解や偏見により、障害を理由に不利な扱いを受けたり、障害に対する配慮が十分でないために日常生活の様々な場面で暮らしにくさを感じています。

住み慣れた地域で、社会の一員として尊重され、自分らしく暮らしたいと思うのは、全ての人々の共通の願いです。「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」は、障害のある人に対する理解を広げ、差別をなくす取組を進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくるために制定された条例です。

## 基本理念

(第3条)

障害のある人に対する差別の多くは、誤解や偏見など、障害のある人に対する理解が不十分であることから生じています。また、差別は、それとは気づかずに行なわれることも多いことを考えれば、差別をなくす取り組みは、様々な立場の県民がお互いに理解を深め、協力し合って進めていくことが重要です。

このため、この条例では

- すべて障害のある人は、障害を理由として差別を受けず、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしく、地域で暮らす権利を有すること
- 障害のある人に対する差別をなくす取組は、障害のある人に対する理解を広げる取組と一体的に行うべきこと
- 障害のある人に対する差別をなくす取組は、様々な立場の県民がそれぞれの立場を理解し、相協力することにより、すべての人がその人の状況に応じて暮らしやすい社会をつくるべきことを旨とすることを基本理念として定めています。

(参考) 障害者基本法

(基本的理念)

- 第三条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。
- 2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。
- 3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援すること等により、障害者の福祉を増進する責務を有する。

(国民の理解)

第五条 国及び地方公共団体は、国民が障害者について正しい理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。

## 条例を構成する4つの柱

### 1 何が差別に当たるのか分野ごとに定義

この条例は、「不利益取扱い」と「合理的な配慮に基づく措置の欠如」を差別と定義しています。

- 不利益取扱い：障害のある人に対する次表に掲げる8分野の行為（裏面参照）
  - 合理的な配慮に基づく措置の欠如：障害のある人が障害のない人と実質的に同等の生活を営むために必要な合理的な配慮を行わないこと
- (第2条第2項)

(差別の禁止と適用除外)

「何人も、障害のある人に対し、差別をしてはならない」と差別を禁止するとともに、不利益取扱いをしないことや合理的な配慮に基づく措置を行うことが、社会通念上相当と認められる範囲を超えた人的負担、物的負担又は経済的負担その他過重な負担になる場合には、適用を除外することとしています。（第8条）

## 2 個別の差別事案を解決する仕組み

身近な地域で相談業務に当たる「地域相談員」、相談員への助言や事実の調査などを行う「広域専門指導員」を設置して、地域での事案の解決を図ります。

また、地域相談員を交えた話し合いによる地域での解決が困難な事例については、「障害のある人の相談に関する調整委員会」が助言・あっせんを行います。また、悪質な事例については、知事が是正勧告を行うことができるとしています。(第2章第2節及び第3節)

## 3 差別の背景にある制度や習慣を変えていく仕組み

差別の中には単発のものだけではなく、制度や習慣・慣行などが背景にあって、構造的に繰り返されるものもあります。このような問題を話し合うため、障害のある方、事業者、県などで構成する「推進会議」を設置します。(第3章)

## 4 差別解消に向けて頑張っている人を応援する仕組み

差別解消に向けて積極的に頑張っている人を応援する仕組みとして、県民の模範となる民間の活動等を表彰するとともに、これらの活動について県民への情報提供などを行います。(第4章)

## 障害の定義

(第2条第1項)

この条例では「障害」の定義を、障害者基本法に定められている身体障害、知的障害、精神障害に加え、国において定義が定まっている発達障害と高次脳機能障害としています。なお、これについては、国の動向などを踏まえ、適宜、見直すこととしています。

## 差別の定義（不利益取扱いによる差別）

(第2条第2項)

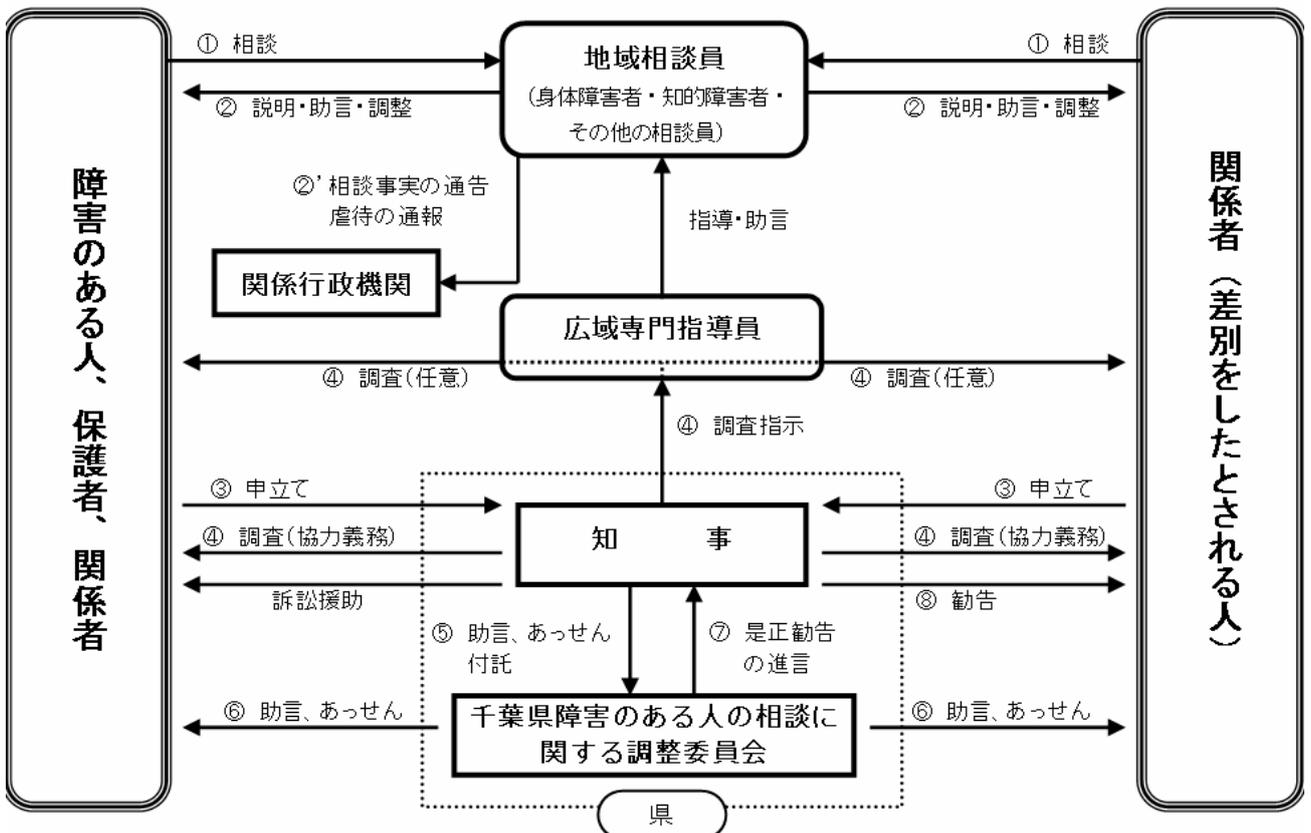
福祉サービス	(1) 障害を理由として、福祉サービスの利用に関する適切な相談及び支援が行われることなく、本人の意に反して、入所施設における生活を強いること。 (2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
医療	(1) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、医療の提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、本人が希望しない長期間の入院その他の医療を受けることを強いる、又は隔離すること。
商品及びサービスの提供	サービスの本質を著しく損なうこととなる場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、商品又はサービスの提供を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
労働者の雇用	(1) 労働者の募集又は採用に当たって、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、応募若しくは採用を拒否し、又は条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 賃金、労働時間その他の労働条件又は配置、昇進若しくは教育訓練若しくは福利厚生について、本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不利益な取扱いをすること。 (3) 本人が業務の本質的部分を遂行することが不可能である場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、解雇し、又は退職を強いること。

教育	(1) 本人に必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を与えないこと。 (2) 本人若しくは保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること。
建物等及び公共交通機関	(1) 建物の本質的な構造上やむを得ない場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 本人の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要がある場合その他の合理的な理由なく、障害を理由として、公共交通機関の利用を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
不動産の取引	障害のある人又は障害のある人と同居する者に対して、障害を理由として、不動産の売却、賃貸、転貸又は賃借権の譲渡を拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。
情報の提供等	(1) 障害を理由として、障害のある人に対して情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。 (2) 障害を理由として、障害のある人が情報の提供をするときに、これを拒否し、若しくは制限し、又はこれに条件を課し、その他不利益な取扱いをすること。

## 事案解決の仕組み (第2章)

この条例の事案解決の仕組みは、第三者が間に入り、話し合いを通じて問題解決を図ることを基本としています。

### 対象事案解決の仕組み



## 条例制定までの経緯

### 〈条例制定のきっかけ〉

2004年7月 県が策定した第三次千葉県障害者計画に、新たな地域福祉像「誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らす」を掲げ、その実現のための条例の制定を検討することが盛り込まれた。

### 〈差別に当たると思われる事例の募集〉

04年9月 「条例づくり」を検討するため、広く県民から差別と思われる事例を募集。その結果、教育・雇用・福祉など様々な分野にわたる約800件の事例が寄せられた。

### 〈研究会の設置とタウンミーティング〉

05年1月 寄せられた事例を分析し、「差別とは何か」「どうしたらなくせるのか」を徹底して議論するため、「障害者差別をなくすための研究会」を設置。教育関係者、企業関係者、自営業や医療関係者など、どちらかといえば「差別をするかも知れない側」の人を含む29名の公募委員が約1年間、20回にわたり議論。  
また、研究会の議論と並行して、県内各地でタウンミーティングが開催され、県内30箇所以上で3000人以上が参加した。

### 〈県議会での審議と条例案の撤回、再提案、成立〉

06年2月 こうした経緯を踏まえた条例案が2月定例県議会で審議されたが、より多くの方々からの意見を聴く必要があるなどの理由で継続審査の取扱いとなった。  
県ではこれを受けて、教育・企業・医療・福祉の関係者から意見を聴取。こうした関係者の意見を議会に報告し、健康福祉常任委員会で議論が行われた。

06年6月 6月定例県議会で、条例案をより良いものとするために修正するのであれば原案をいったん取り下げるべきとの指摘がなされ、条例案をいったん撤回。

06年7月～ 県は、関係者の意見を踏まえた「検討用試案」を公表。健康福祉常任委員会協議会において3回にわたり議論が行われた。また、併せて関係者からも意見を聴取。

06年9月 協議会等の意見を踏まえた条例案を9月定例県議会に提案。10月11日、可決・成立。